

入札監理小委員会
第557回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第557回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年9月20日（金）14：15～15：19

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

- 非現業技術業務委託（新横浜）（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）
- 豊川用水二期用地補償支援業務（独立行政法人水資源機構）

3. 閉会

<出席者>

（委員）

井熊主査、関野副主査、宮崎専門委員

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設設備機構）

事業監理部計画課 福山課長

事業監理部計画課 中島課長補佐

事業監理部計画課 松尾課員

関東甲信工事局計画課 小伊豆課長

関東甲信工事局計画課 弓削係長

（独立行政法人水資源機構）

用地管財部 杉浦部長

用地管財部 高橋次長

技術管理室 吉岡室長

技術管理室 河野次長

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○井熊主査 それでは、ただいまから第557回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の非現業技術業務委託（新横浜）の実施要項（案）、独立行政法人水資源機構の豊川用水二期用地補償支援業務の実施要項（案）の2件の審議を行います。

初めに、非現業技術業務委託（新横浜）の実施要項（案）につきまして、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構事業監理部計画課、福山課長よりご説明をお願いいたします。なお、ご説明は15分程度でお願いいたします。

○福山課長 鉄道運輸機構の事業監理部、計画課長をしております福山と申します。よろしくをお願いいたします。

鉄道運輸機構では、整備新幹線をはじめといたしまして、全国的に鉄道施設の建設工事を進めてございます。このため、全国に拠点を置いて、業務を行っております。本日はこのうち、新横浜の事務所におけます非現業の技術業務委託の実施要領につきましてご審議いただくことになってございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○松尾課員 鉄道運輸機構計画課の松尾と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

内容について、資料の要点についてだけですけれども、ご説明させていただきます。なお、説明におきましては私どもの法人名が長いため、以下、当機構または機構という形で省略させていただきます。

まず、業務内容についてご説明させていただきます。資料A-3と右肩に書いてあるものをご覧ください。本業務の概要ですけれども、業務の目的としましては、工事の発注に必要な設計図書の作成や工事及び役務の受注者等から提出された資料の整理等の補助業務を行うことが目的となっております。具体的な業務内容としては4つございまして、関係機関との設計協議への同行、議事録等の作成、そして工事発注図面及び数量計算書の作成、3つ目が積算資料の作成、4つ目が積算システムへの積算データ入力となっております。

業務の概要を発注者のフローとあわせて簡単にご説明させていただきます。工事発注に係る補助業務の例をこのフロー図に示しております。工事発注につきましては、発注者はフロー図の左手のほうの流れに沿って業務を進めます。

順番に行きますと、詳細設計で方針を決定し、設計協議、具体的には関係機関との協議のことを指します。国、自治体、道路管理者、河川管理者などとの交差協議や占用協議を指します。次に図面及び数量計算書を作成し、積算方針の決定、積算システムのデータ入力の確認、そして最後に工事発注という流れになっていきます。今回の業務委託の受注者におかれましては、それに対する補助業務として、枠で囲ってある部分を行うことと考えております。設計協議におきましては、当機構の職員に同行して、打ち合わせの議事録等の作成を行う。そして、工事発注に向けて図面及び数量計算書の作成ということで、発注図面とか数量計算書の作成を行う。そして、機構職員が積算方針を決定したら積算資料の作成を行い、その後積算システムへデータの入力を行うものでございます。

次に、これまでの入札の経緯、推移についてご説明します。資料A-4をごらんください。本業務は基本的に2年契約となっております。前々回が平成28から29年度、今契約しているものが平成30年度から今年度、そして今回ご審議いただきますのが、契約期間が来年度から再来年度のものとなっております。契約方式としましては、一般競争入札の最低価格落札方式を採用しておりました。落札率については記載のとおりでございます。受注者につきましても、事業実施者のところに記載があるとおりでございます。応札者につきましては、前回、前々回と2回連続で1者となっております。説明会の参加者数となっておりますが、実際開催しておりませんので、前回については仕様書の取得者数を記載しております。6者ございました。入札スケジュールにつきましては、公告期間を20日から30日間ほど確保しております。

2回連続で1者応札という形が続きましたので、市場化テストに当たりまして、入札不参加に対するヒアリングを実施いたしました。そのままめくっていただいて、右肩に別紙①とあります資料でございます。1者応札が続いた原因と対策ということで、この事態に関しまして、前回の発注について仕様書を取得したものの入札に参加しなかった企業に対して、その理由を調査するために、今年度の7月上旬にアンケートを実施して、原因について検討を行いました。また、より広く回答を得るため、アンケート対象にはほかの技術業務委託の入札参加者等も含めております。対象企業について下にまとめておりますが、仕様書を取得して入札に参加した1社、ほか仕様書を取得したものの入札に参加しなかった5社、仕様書を取得せず入札にも参加しなかったところが1社、ご回答をいただいております。

次のページに原因とその対策を記載しております。行ったアンケートの結果判明した主

な原因としましては、大きく2つございました。1つは、人手不足を7社中5社の方が挙げていらっしゃいました。具体的には入札スケジュールが遅くて、技術員を確保できないという声が多くありました。次いで、似ているんですけども準備期間の不足もございました。こちらは要望という形でしたが、7社中3社が挙げていらっしゃいました。また3番目として、業務内容の記載がわかりにくいという声も7社中1社ございました。

それに対して対応策として、次のものを考えてございます。①と②につきましては、入札時期を前倒して、技術員の手配等の準備期間を確保すること。そして、業務概要説明資料等を今回より新規に作成いたしまして、入札公告と同時にホームページ上で公開して、業務内容の理解を促進したいと考えております。その他の取り組みとしましては、市場化テストに係る入札・契約手続の変更のポイントとか、総合評価の説明資料もあわせて公開したいと考えております。また、新規参加者促進の取り組みとして、総合評価の導入を今回考えております。価格以外の評価点を設けることで、企業の参加意欲を高めたいと考えております。

一番大きかった声として、入札スケジュールが遅いということでしたけれども、その次のページに今回の時期の変更について記載しております。入札スケジュールの主だったステップについて、従来と今回のスケジュールを並べて書いております。例えば公告ですと、従来は1月下旬となっておりますが、今回は11月下旬ということで約2カ月ほど前倒しを考えております。開札の時期ですけれども、前は3月23日、4月1日から業務開始なのですが、本当にもうその一、二週間ほど前という形でございましたが、これも一、二カ月ほど早めまして、1月下旬から2月下旬に行いたいと考えております。

それでは、実施要項について簡単に要点だけご説明させていただきます。資料A-2をごらんください。こちらが今回の市場化テストに係る実施要項になります。ページをめくっていただきまして、4/25と書いておりますページからご説明いたします。1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項ということで、1.1に詳細な内容を記しております。

(1)に本業務は、当機構の関東甲信工事局における発注者の業務を支援して、その円滑な履行を図ることを目的とするものと記載しております。

(2)に業務の内容を記載しております。1)から4)までございます。

1) 工事発注に係る補助業務。受注者は、発注者が行う工事発注に必要な設計図書作成の補助業務を行い、その結果を報告するものとする。具体的な例としましては、明かり工

区、すなわち橋梁とか高架橋における積算資料の収集、施工計画の確認、数量計算書の整理、そして積算基礎資料・工事工程表・全体行程表の作成、工事及び役務の履行に係る補助業務を考えております。

2) として、受注者は、工事及び役務の受注者から提出された資料の収集・整理等の補助業務を行って、その結果を報告する。具体的には盛り土に係る積算数量の確認とか、機械設備等積算単価の確認、及び地元関係機関との協議・調整に係る補助業務を考えております。

3) として、発注者が行う関係機関、国、自治体、道路管理者、河川管理者との協議・調整に要する資料の収集・整理・作成、協議打ち合わせ簿の作成等の補助を行い、その結果を報告する。具体的には、工事用道路に係る協議資料作成とか、工事用排水路に係る協議資料の作成等を考えております。

4) その他として、前述の各条項について、工事及び役務の契約上重大な事案が発見された場合は、遅滞なく報告するという事を考えております。特に今回資料はご用意しておりませんが、先ほど業務概要がわかりにくいという声がありましたが、従来の発注については、1) から3) の見出し程度の記載しかございませんでしたので、今回は各項目について詳細な業務内容と具体的な例を記載しております。

次に、確保されるべき対象公共サービスの質として、1.2.1にそれぞれ記載しています。(1) 工事発注に係る補助業務につきましては、指定された業務内容が適切に実施されること。(2) 工事及び役務の履行に係る補助業務については、指定された業務内容が適切に実施されること。(3) 地元及び関係機関との協議・調整に係る補助業務については、指定された業務内容が適切に実施されること。その他についても内容を正確に伝えることと記載しております。

次に、達成水準のモニタリングの方法を記載しております。モニタリングですけれども、年に2回、9月と2月に監督員に対して、満足度についてアンケートを実施するものです。主任技術者に作業を依頼してから依頼が完了するまでに要した期間、また成果物に対する説明のわかりやすさ、主任技術者から受けた成果物の正確性、主任技術者の対応というところに評価項目を設けております。

飛びまして、12/25をごらんいただければと思います。今回から今まで最低価格落札方式をとっておりましたが、総合評価落札方式を導入しております。

具体的な評価対象につきましては、13/25から記載がございます。参加表明者の能

力として、ワーク・ライフ・バランス関連の取得状況、そして次のページに行きまして、配置予定主任技術者の経験及び能力、実施方針、技術的所見ということで項目を設けております。配置予定主任技術者の経験及び能力につきましては、主任技術者の資格要件、専門技術力とそれぞれについて項目を設けております。例えば資格要件でいきますと、技術士の総合技術監理部門または建設部門を有するか、鉄道設計技士を持っているれば加点として5点、また1級土木施工管理技士、RCCMを持っている場合は加点として3点、それ以外の場合は特に加点は行わないという形です。

過去の業務経験としましては、専門技術力のところがございますが、同種業務Ⅱと5年以上の業務統括管理の経験、同種業務といたしますのは、その次のページに記載がございますけれども、5年以上の鉄道構造部の設計・積算または施工管理に係る業務を指します。次いで類似業務については、道路の経験という形でこの場合は3点の加点を考えております。業務運営管理の実施体制等につきましては記載のとおりと考えております。

総合評価の評価方法ですけれども、評価値は価格評価点と技術評価点の合計値といたしまして、価格評価点につきましては満点の30点としております。技術評価点につきましては満点を60点として、先ほどの技術点について60点満点換算にして、最終的に点数をつけるという形になっています。

駆け足でしたけれども、以上で概要のご説明を終わります。よろしく申し上げます。

○井熊主査 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問のある方、ありましたらお願いいたします。どうぞ。

○関野副主査 ご説明ありがとうございました。業務内容がわかりづらいということで、4/25で細かく書きましたということと、A-3のペーパーでご説明いただきましたが、補助業務と書いてありますね。聞いていて思ったのですが、普通の建設会社だと新入社員がやるようなことをやってもらいたいということですか。そうであって、これだけの資格が必要だと考えると、必要要件と業務内容の補助業務というところがマッチングしなかったものだから、その難易度というか、そこをもう少しわかりやすくご説明いただけますか。

○松尾課員 入社してすぐの方がされる業務かどうかというのは、建設会社の業務内容が具体的にわからないのでお答えできないんですけれども、資格要件につきましては、先ほどの要件はあくまで主任技術者の方の要件で、実際に作業していただくのは技術員の方となっております。技術員の方につきましては、10/25の箇所がございます。こちらは

特に先ほどのような技術資格は定めておりませんで、同種業務または類似業務の経験を有することとしておりまして、具体的には5年以上の鉄道構造物の設計・積算、または施工管理に係る業務か、道路についても同じような業務を考えております。あくまで業務を行う体制としましては、当機構の職員が主任技術者の方に業務の依頼をして、主任技術者の方から、この技術員の方に作業指示が行って作業されるという形ですので、業務を統括する主任技術者の方については資格要件を置いているところでございます。

○関野副主査 ありがとうございます。規模というのは、はっきり言うと何人ぐらいの人が業務に携わるんですか。金額は、年間でいけば大体5,000万ぐらいの仕事ですけれども。

○松尾課員 主任技術者の方が1人と、たしか技術員の方が4名だったと思います。

○関野副主査 さらに、今まで参加されたけれども契約しなかった方は、そのどちらの人を確保できなかったということですか。4人のほうを確保できなかったのか、主任のほうを確保できなかったかということですか。

○松尾課員 確認が要りますが、おそらく技術員の方ではないかと思えます。主任技術者の方につきましては手持ち業務ということで、かけもちが可能な形です。ずっと拘束するわけではなくて、月に1回程度の打ち合わせ等を考えているところでございます。

○関野副主査 わかりました。あと契約期間として、過去は2年と決まっていますが、これを3年にするというお考えはないんですか。

○松尾課員 こちらの関東甲信局でやっている業務は外部の鉄道事業者から建設工事を委託してやっている業務ですので、3年後の業務がどのぐらいの量があるかというのは今の時点ではわからないため、制度上は可能ですけれども、今回は2年という形で考えております。

○関野副主査 ちなみに2年では短いすよとか、長いすよとかいう要望みたいなことは、受注者からそういう要望は別にまだ受けていないということでしょうか。

○福山課長 この業務に関しては、2年が短いとか長いとかいうようなお話は聞いてございません。

○関野副主査 あともう一つ。新横浜と書いてございますが、例えばいろいろな事務所があるのかと思うのですが、1つが新横浜と、あともう一つは品川にあるとか、東京にあるとかいうことで、あわせることは非現実的なことなのでしょうか。

○福山課長 それぞれ先ほど冒頭に新幹線はじめいろいろな鉄道施設の建設工事を全国的

にやっていると申し上げましたけれども、新横浜の事務所につきましては、現業機関とは違ってそのバックにいる非現業の事務所での業務になりますので、こちらをほかの事務所と集約するようなことで業務を進めるというのは、なかなか難しいかと考えております。

○井熊主査 よろしいですか。どうぞ。

○宮崎専門委員 ご説明ありがとうございました。もともと複数の方が資料をとられた中で結局参加されなかった理由に、業務内容がわかりづらいところがあったと思うんです。今のお話を伺っていると大分わかってきたところはあるのですが、せっかく総合評価もされるわけですから、13/25から14/25の評価項目を見ますと、御機構の側で想定されている人員規模なんかがこの加点項目からなかなか読み取れなくて、今おっしゃったように、主任が1人で月1回程度の打ち合わせを期待しているとか、技術者が4名程度いることが、何人確保していますかという人数に応じて点数を少し加減するとか、工夫されると、こちら側の期待していることが相手にも伝わりますし、業務量としてどの程度の人員が必要なのかというのが相手にもわかりやすくなるのかと思っておりますので、そこは工夫の余地があるかと思えます。

あわせて、13/25から14/25が総合評価点になっているのですが、基礎点と加点という区分がないように見受けられて、ほかの項目では主任技術者と一般の技術員の必須要件が課されていると思いますので、必須の部分に関しては通常基礎点として、ここは必ず点数がないと失格にすると。それ以外のプラスアルファの部分は加点という形に整理しないと、この表だけ見ると基礎点の部分が全部0点であっても、価格が極端に安ければ合格になってしまうとも読めかねないので、その区分けは一般的なやり方として必要かと思えます。

あと、業務量がわかりづらいところにも関連するのですが、A-4の過去の契約状況を見ますと、特定の1者の方が金額で落札されていますと、契約期間が2年なので、この半分が年当たりの金額だと思われるんですけども、他方で、過去の業務実施状況が21/25から22/25あるのですが、もしかして金額の単位が円なのかもしれませんが、707億円と書いていまして、契約額が違う。契約額の年割と異なっているように見えますので、これだと業務量がわからないかと。これは円ですか。

あわせて22/25を見ていただくと、月当たりの人員配置状況となっているのですが、毎月70人前後ぐらい配置していますと書いてあって、これは本当にこの業務だけの人数なのかが読み取れなかったんですけども、先ほどのご説明を伺うと、大分大きく乖離が

あるようですので、1人が20日とか25日勤務すると、20人と数えているのかもしれませんが、どういう単位で記載しているのかを少しわかるように記載していただく必要があるのかと思います。

○松尾課員 これにつきましては、基本的には1カ月当たり1人19日程度ということで4人ですので、4掛ける19ということで76ぐらい。右上のところに人・日と記載しておりまして、実人工としてそれぞれの月において77人・日、74人・日という形の記載をしておりました。

○宮崎専門委員 おっしゃることはわかるのですが、配置状況と言うと70人いるのかと誤解しかねないので、その意味を補足していただければと思います。

○福山課長 わかりました。ご意見ありがとうございます。今のわかりづらいようなところにつきましては、例えばどうやって算出しているかというあたりを補足するような形で対応したいと思います。それから、最初のほうにございましたご指摘の業務量がわかりにくいというようなことにつきましては、今の七十何人とかのあたりを見ていただければおわかりいただけるのかということと、あと、入札図書の中に内容説明書というのが別にございまして、主任技術者1人、技術員4人というような記載は書いてございますので、そこにつきましてもその資料でわかるのかと思っております。

それから、基礎点のお話ですけれども、基礎点につきましては今回総合評価ということで、価格点と技術点で1：2という形でやってございます。バランスを考えますと、技術点のほうがかなり効いてくるのかということで、価格というよりは、技術提案とか技術点のほうで差がついてくるので、おそらくそこでの勝負になってくるのではないかと考えてございます。以上でございます。

○井熊主査 よろしいですか。

○宮崎専門委員 はい。

○井熊主査 私も、何で人を確保するのが難しいのかということで、資格のところをもうちょっと整理したほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、この仕事は主任技術者の人が月1回しか打ち合わせに来ないんですか。

○福山課長 目安としては、大体月1回というのはあるのですが、仕事の中身によっては週1回とか、電話とかメールで随時主任技術者と打ち合わせをするようなことをやっておりますので、目安としては月1回対面でというのはありますけれども、現実はそのやりとりを随時やらせていただくこととなります。

○井熊主査 ただ、ここに要した人員は年間6工数なので、日々の業務を細かく4人の方に対して指導するような業務ではないということですか。

○福山課長 そうです。

○井熊主査 そうすると、その4人の方は日々の業務に関する、自分の業務に対する管理能力を持っていらっしゃる人が当たるということですか。

○福山課長 そういうことです。

○井熊主査 そうすると、主任技術者の人はあくまでも管理業務をやっていればいいのであって、ここにあるような技術的な資格が要るのかどうかは、この業務の技術的なものは4人の方々に依存しているのであって、主任技術者に依存しているのではないのではないかと読めるんです。

○福山課長 ある程度業務を委託いたしますので、受注者の裁量で業務を進めていく部分があるかと思います。つまり主任技術者の方と技術員の方との間でコミュニケーションをとってもらって業務を進めていただくことになりますので、どちらもある程度の資格は必要なのではないかということで、技術的な資格要件を設けさせていただいております。

○井熊主査 あと、主任技術者の人の工数の管理とありますね。手持ち量、手持ち工事の管理。民間のコンサルタント契約ではこういう条件はまずないんです。実際、年6日で手持ち工事を管理するというのは何か全然ナンセンスだと思うのですが、こういう条件は私は削ったほうが良いと思うんです。

○福山課長 主任技術者の方に依存するところもありますので、その方がほとんどこの業務に関与できないというようなことでは実施体制として心配があるということですか。

○井熊主査 そもそも年6日程度の業務量を管理できないような人が、主任技術者としての管理能力を要求すること自体に矛盾がありますよね。

○福山課長 6日程度といいますか、先ほど申しあげましたけれども、対面での打ち合わせが6日程度なのですが、そのほかに電話でのやりとりとか、メールでのやりとりといったものもありますので。

○井熊主査 だとすると、この6という数字がおかしいということですよ。

○福山課長 そのところはなかなか集計が難しく、ここは対面での打ち合わせの数字を挙げさせていただいています。

○井熊主査 だとしたら、それはそのように書かなくてはわからないですね。それで、どのくらいの頻度で、機構と電話でのコミュニケーションが要求されているのかとかいうこ

とを書かないと。いずれにしても手持ち量の拘束というのは、昨今のこういう民間の契約なんかでの一般的なことを考えると違うのかと思うんです。その会社がちゃんと責任を持ってやってもらうということで十分ではないかと思います。

それから、総合評価に関しては、実施方針で例えば業務の理解度とか実施体制というところで配点して、かつ、また本業務に関する留意点で配点するというのが二重に配点しているように思うんです。今お聞きしている業務内容から考えると、技術点を70点にして、価格点を30点にするのは、技術的に振り過ぎなのではないかと思うんです。

○福山課長 技術点のほうのウエートが高いということですか。

○井熊主査 高いと思います。

○福山課長 これに関してはいろいろ考え方があろうかと思っています。今回は、これまで価格のみの評価であったところに対して、新規参入、民間の創意工夫を期待して、価格点に対して1：2ということで技術点のほうにウエートをつけさせていただいたところがございます。

○井熊主査 総合評価で70%を技術点に振るとというのは、企画力とかいった民間の創意をかなり期待するような案件が多いのかと思いますので、新しく総合評価をやるということでご意向はわかるんですけども、一般的な総合評価の振り方からすると、技術点の幅が広過ぎるのではないかと私は思います。

○福山課長 参考にさせていただいて、検討させていただいてよろしいですか。例えば1：1とかいうことも考えられると思いますので。

○井熊主査 はい。70%ぐらい技術点に振ると、あまり価格競争をしなくなるので、実質的に人の要件とか、技術実施方針といったところでの勝負になっていってしまうので、それでいいのかということもあります。

○福山課長 わかりました。価格点と技術点との比率につきましては、持ち帰って検討させていただきたいと思います。

○井熊主査 ほかによろしいですか。

○関野副主査 多分、皆さんが思ったことは、イメージできないという問題があったから、そういうことで見ているわけなので、22/25に書いてあるような従来の実施に要した人員とかあります。あと、ここに説明または電話対応もありますね。なので、前の方がやっていたことに対する、新たに参入する方がイメージできるように説明をつくったほうがいいと思うんです。さっきの4人と1人とか、そこをもう少しわかりやすく記載していた

できれば新規の方が応募する可能性もあるのかと思いますので、資料のつくり方をもう少しわかりやすく書いていただければと思います。

○福山課長 わかりました。補足等でわかりやすいように資料を修正したいと思います。

○井熊主査 ほかよろしいですか。ありがとうございます。

では、本実施要項の審議はこれぐらいにしたいと思いますが、事務局から何かございますか。

○事務局 ございません。

○井熊主査 それでは、幾つか指摘も出ましたので、本実施要項（案）につきましては、機構におきまして今日は幾つかポイントがございました。資格そのものはいいのかと思うのですが、実際の業務内容に関して、実務的な面とか本当の人数はどれくらいなのか、その辺がわかるようにしてほしいというようなことと、総合評価の内容についてもご指摘させていただきました。あと、手持ち工事量とか、そこら辺の条件についてもご検討していただいた上で、事務局にご連絡をいただきまして、必要な場合は修正を行って、事務局が目を通して各委員が確認した後に手続を進めたいと思います。よろしいでしょうか。

では、そういう形で進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（（独法）鉄道建設・運輸施設整備支援機構退室）

（（独法）水資源機構入室）

○井熊主査 では、続きまして、豊川用水二期用地補償支援業務の実施要項（案）につきまして、独立行政法人水資源機構用地管財部、杉浦部長よりご説明をお願いいたします。なお、ご説明は15分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○杉浦部長 ただいまご紹介いただきました独立行政法人水資源機構の用地管財部長の杉浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にてご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、事業及び業務の概要についてご説明させていただきます。お手元の資料のB-3という一枚紙の簡単な絵のついている資料をごらんいただけるでしょうか。このような資料でございます。

まず、豊川用水でございますが、幹線水路延長が約112キロの長大な用水路でございます。愛知県の東三河地域及び静岡県の湖西市に、農業用水、工業用水、水道用水を供給する施設でございます。昭和43年に完成いたしました。

豊川用水事業は、老朽化いたしました豊川用水施設の水路機能の回復並びに大規模地震

への対応を目的とした事業でございます、平成11年度から着手しております。現在の予定では、令和12年度の事業の完成を目指して頑張っているところでございます。

豊川用水二期用地補償支援業務でございますが、この業務につきましては、先ほどの豊川用水二期事業の円滑かつ早期進捗を図ることを目的といたしまして、その事業の実施に必要な土地の取得等を行い、かつ、土地の取得等に伴って生じる損失補償でございますが、こういったものを調査測量から補償金の算定、地権者との協議、登記手続といった一連の用地補償業務を実施するものでございます。

続いて、市場化テストの実施に当たりまして、取り組みました主要なものについてご説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料の199分の14ページをお開きいただけるでしょうか。

そちらに、入札参加資格について記載している部分がございます、3.3というところに、配置予定管理責任者の要件を記載させていただいております。配置予定管理責任者の資格要件といたしましては、これまでは不動産鑑定士をはじめとする7資格としておったところでございますが、一連の業務の内容を改めて精査をさせていただき、また他の起業者が発注する同種の業務も参考にさせていただきまして、新たに測量士、それから1級建築士の2資格を追加させていただいて、資格要件を拡大し、緩和することとさせていただきました。

ちなみに、現在当業務の入札に参加できる業者は、全国約2,500社と聞いております。そのうち1,800社が機構に登録されておりますが、従前の7資格の場合は、そのうち1,300社が対象となっていたわけですが、今回の2資格を追加することで、1,800社全体がこの資格要件を満たすこととなります。

続きまして、実績要件の緩和についてご説明をさせていただきます。配置予定管理者につきましては、本来の業務の役割といたしまして、業務の管理統括という重要なマネジメントを担っているわけですが、そのためには、やはり、業務に関する経験というものがかなり重要視されることから、これまでは実務経験年数を10年というふうに定めさせていただいております。ここにつきましても、他の起業者が発注されている同種の業務等を参考にさせていただきまして、10年から7年というふうの実務経験の緩和をさせていただきたく考えているところでございます。

続きまして、公共サービスの内容というところで、業務の内容についてのご説明をさせていただきます。199分の4ページをお開きいただきたいと思います。

そちらの業務内容というところで業務を説明させていただいているわけですが、先ほどご説明させていただきましたとおり、当該業務は、用地補償に関する調査測量から、補償金の算定、地権者との協議、登記手続といったかなり多岐にわたる業務になっています。しかしながら、これまでの入札公告では、これら用地補償に関する業務を一くくりというんですか、少し説明が不足しておりました。こういったところを今般の要項の中では、各業務の内容を個別具体的に記載をさせていただいて、さらに業務の流れであったり、必要な作業、作成すべく書類についても詳細に明記することといたしました。それが、お手元の要項の4ページから始まっております内容でございます。

続きまして、入札の実施に関してでございます。資料のほうは、同じく4ページの戻っていただきますが、業務の実施期間というところをごらんください。この業務は、これまでも単年度ですずっと実施してきたところがございますが、業務の期間については、事業者の初期投資の回収期間への配慮であったり、予定技術者の雇用の安定、また、入札参加意欲の向上につながるべく、やはり期間を見直すことが必要ではないかというふうに考えまして、複数年契約を導入させていただきたいというふうに考えております。お手元の要項のほうでは、業務期間を令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2カ年、こういった実施期間にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、入札手続の早期化という取り組みでございますが、こちらは、お手元の資料ですと、199分の15ページのところをごらんいただきたいと思います。

4として、入札に参加する者の募集に関する事項のところでございますが、こちらの(4)のところ、入札実施の手続及びスケジュールを記載させていただいています。この業務は、実はこれまで1者入札が何年か続いておりましたことから、機構といたしましては、入札に参加しなかった者から聞き取りを実施しておりました。その聞き取った結果を整理いたしますと、やはり、一番多かったご意見が配置予定技術者の確保ができないという意見が一番多ございました。そういったご意見をいただいたことから、これまでも機構といたしましては、入札手続の早期化に取り組んで来たわけですが、今年度も業務は12月の入札公告で実施いたしました。しかしながら、やはり、応募者は1社という結果ございましたので、次回の発注につきましては、11月の下旬、約一月ですが、さらに1カ月手続を前倒して、しっかり期間を確保したいと考えているところでございます。

あと、加えてですが、これは特に資料のほうには書いておりませんが、やはり、こういった業務に関する情報提供が少し足りなかったのではないかというふうに考えておりまし

て、やはり、業界団体への積極的な情報提供もあわせて実施していきたいと考えてございます。

最後に、その他ということで199分の15ページのところで、入札に参加する者の募集に関する事項の申請書類の内容のところをごらんいただきたいと思います。

これまでの私どもの内容ですと、こちらの(2)の⑥に書いておりますワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標というものが入ってございませんでした。今般は、こういった指標も追加をさせていただき、技術点の算定に当たりましては加点をするという形で、取り組みを増やしていきたいと考えているところでございます。

一応、説明は簡単でございますが、以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問ある委員の方、ご発言願います。

○関野副主査 ご説明ありがとうございました。

今、説明の中で欠けているかなと思ったのが、199分の17の技術点の評価のところで、いわゆる、1番が配置予定管理責任者の資格ですよね。2番が補償技術者というところなんですけど、ここの説明、黄色く塗ってあるので、従来と変えたとかということだろうと思うんですが、ここの説明をちょっとしていただけますか。

○杉浦部長 配点のところでございますが、配置予定技術者の資格の欄で、大きく3つに区分をさせていただいています。その中で一番高い点数がいわゆる公的な資格者のところで、これは4点という形に整理をさせていただいて、コンサルタント規程の方の登録については、3点という形で差をつけて、技術点のほうを整理させていただきました。

そして、技術者のほうでございますが、これは実際に作業をしていただく方でございますが、こちらの方につきましては、管理者と同等の実績がある方が一番高い点数をいただくというふうに整理をして、あとは経験年数に応じた配点という形で整理をさせていただいたところでございます。

○関野副主査 ありがとうございました。資料のB-4のところに、過去のことが書いてあって、入札不参加のご意見の中には、技術者の確保が困難だという回答が書いてありますが、その言っている技術者というのは、2番の話をしているわけですか。

○杉浦部長 そのとおりです。

○関野副主査 ということは、緩和をしたのは、1番は緩和はしたけれども、2番の緩和

はしていない……。

○杉浦部長 資格要件としては緩和はできていませんが、入札実施のところで時期を前倒すことで、そういった人の確保をするための準備の期間等をとるような形で整理をさせていただいたところです。

○関野副主査 最初の説明で、1番のほうの予定管理責任者の緩和を測量士と1級建築士を入れて、1,300社が1,800社に対象になりましたよという……。

○杉浦部長 全社に一様になったという。

○関野副主査 なりましたというご説明でしたが、日本全国じゃなくて愛知県だったら何社になるんですか。多分、これ、地元の方が応札するんじゃないかなと考えるんですけど、そうじゃないんですか。

○杉浦部長 多分そのとおりだと思いますが、手元に県内の登録者数等の資料がございませんので、そちらについては……済みません、県内に本支店を登録している業者数については200社ありました。申しわけありません。

○関野副主査 わかりました。では、2番のほうの補償技術者のほうは、要件をもう少し下げるといことは考えられないんですか。これが限度。

○杉浦部長 そこにつきましては、また、他起業の業務を参考にして検討させてください。

○関野副主査 ありがとうございます。

○井熊主査 ほかにいかがですか。

○宮崎専門委員 ご説明ありがとうございます。資料の通し番号199分の195から196にかけて、過去の業務実績というのが開示されておるんですが、195のほうを見ますと、業務の配置人員というのが毎月4になっていまして、ここの意味するところの確認ですけど、これは4人が毎月ほぼ毎日稼働しているという意味なのか、業務量としては、月当たり何日か、5日とか10日ぐらいやれば済むものなのかというのがこれからはなかなか読み取れないものですから、その意味を確認したいなというのが1点と、他方で、その隣の199分の196を見ますと、業務ごとにどの程度の件数をやっているのかとか日数が書いていますので、年ごとに見ると結構変動が大きいなという印象はありまして、仮に4人がずっと張りついてやる業務だとすると、契約額からすると結構厳しいなという金額の業務で、なかなか参加者も手を挙げづらいのかなと思うんですが、2点目の確認が、これは業務にかかわる委託費の中には、交通費ですとか、登記簿謄本をとる実費みたいなものも、全部業者負担になっているということなのか、それは別途実費払うのかという、

その点も教えていただければと思います。

○杉浦部長 まず、2点目のご質問のほうからお答えいたしますと、そういった諸費用についてはこちらのほうが負担をしておりますので、業者のほうの負担にはなっておりません。

それとあと、1点目の4名でございますが、4名は、業務全体を、これ1年を通してやる業務になりますが、平均すると大体月々4人ぐらいでこなせる業務量という意味でございますので、必ず4名が毎月ぴったり張りついてやるという意味ではございません。

○宮崎専門委員 わかりました。多分、金額と人数のバランス感でなかなか手を挙げやすいかどうかというのが結構大きい、複数者手を上げるかどうかに結構大きい影響はあると思いますので、先ほどの実費は別途だというところが、どこかで、書いていなければ明確に記載していただければなと思います。

あと、4名というのも、毎月4名常時いるというわけではないというところが、目安なのか、あるいは平均するという意味なのかという、何か補足を書いていただいて、詳細は199分の196のような業務になっているということを補足いただければと思います。

○杉浦部長 わかりました。その辺も丁寧に記載させていただきます。

○井熊主査 お二人のご指摘とも重複するんですが、199分の17ページにあるような資格の部分ですよね。直近の価格では5,000万ぐらいで4人張りつけるというふうになると、普通に考えると、きちんとした資格を持った、技術を持った人を4人べったり払えるコストではないんだと思うんですよね。なので、やはり、ほんとうに必要な人だけが資格を持って、あとはどういう方でも働けるような人が参加できるような要件にしていかないと、やっぱり、応札する人というのは増えていかないんじゃないかなと思います。

例えば、実施状況の中で見ると、一番多いのというのは、199分の196のところ、1ポツの(1)の登記事項証明書の収集とかそういう業務が工数的に圧倒的に多くなっていますよね。ここというのは、素人ながら見ると、証明書の収集とかは普通の人でもできるような業務に見えるんですけど、こういう業務にあえて不動産関係の資格とか、そういったことは必要なんですか。

○杉浦部長 この業務だけを見たときには、資格者ではなくても基本的にはできる業務だというふうに考えています。

○井熊主査 でも、この業務が全体の中でざくっと見たところでも8割方を占めているわけですから、4人のうちの3人ぐらいはこれをやっているんじゃないかというふうに思う

わけですね。だとすると、資格が必要なのは、4人のうちの1人の主任技術者だけが資格があればいいのであって、あとは資格は要らないんじゃないかなと思うんですけどいかがですか。

○杉浦部長 ご指摘のところですが、確かにたくさんの業務が並列してあるわけですがけれども、やはり、それぞれの業務、難易度が異なっております。業務によってはかなり経験であったり資格を有する部分ではありますが、一方で委員のご指摘のように、機械的にというんですか、できる部分もありますので、その辺がこの数字だけを見たときに、業務難易度と業務量のバランスがわかりにくいところがあるかもしれません。

○井熊主査 補償にかかわることなので、専門的な知識が必要なのではないかというふうには思うんですけど、ただ、業務の内容を見たときに、4人であれば、例えば、17ページのところであれば、管理技術者の方の資格だけを求めるというようなことにして、ほかの人に関しては資格だとか実績は求めないで、あとはきちんと管理してくれればいいですよ、実施方法だけ評価しますよというふうにすれば、参入の難易度は随分変わってくるんじゃないかなと思うんですね。

○河野次長 済みません。よろしいですか。今の2番のところなんですけど、こちらは、競争参加資格としては資格は求めているというところなんです。ただ、評価に当たっては、資格を持っているとより評価をしましょうというところで、競争参加資格としては管理技術者だけに求めているというようにしています。

○井熊主査 価格点が技術点の半分しかない中で4点があるわけですから、この4点というのは価格で言ったら3分の1ぐらいになってしまうわけです。ものすごく大きな比率なわけです。ですから、ここでとろうと思ったら、どうしても技術者の1人でも資格があるようなところを配置しないと勝てないというふうになります。

実際、この入札価格で見ると、価格勝負はできないです。ここで、例えば5,000万のところ4,000万を切るような札を入れてくるなんてことはできないわけです。ですので、やはり、価格の下方硬直性が非常に強い中で、こういう資格を過度に求めると勝負にならないというふうに思うので、その業務内容と、主任技術者の人がしっかりしていて、事務能力のある方が3人いて、ちゃんとした体制でこういうふうにやりますよというのであれば、私はそれはできると思うんですね。そういうところで少し見直したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

○高橋次長 今のご指摘ごもっともでございますけれども、ちなみに、ご参考でございます

すけれども、国土交通省の類似の用地取得業務、用地の調査ですとか、地権者に対する説明を伴うような業務におきましては、作業される方についても、資格を持っているということは必須とされている状況でございます、そういったところも踏まえつつどこまで緩和できるかというところを検討させていただければと存じます。

○井熊主査 それは、何か国土交通省の正式なルールで決まっているんですか。

○高橋次長 ルールと申しますか、実態として国交省の入札の要件として明文化されているというところでございます。

○井熊主査 ルールとして決まっているんですか。

○高橋次長 いえ、ルールではございません。あくまで個別の業務に当たっての、業務発注に際しての要件として定められている例があるということでございます。

○井熊主査 それで、その業務は十分な競争性が得られているんですか。

○高橋次長 余談でございますけど、その業務につきましても、市場化テストの対象になっていると伺っておりまして、現在、当委員会におきましてもご審議いただいているところと聞いております。

○井熊主査 だとすると、やはり、多分競争性にも課題になるケースも多々あるのではないかなと思いますので、そういう、ルールで緩和の余地があるのであれば、実態がきちんとしてできれば、緩和できるところは緩和していくという考えをぜひ持っていただきたいなと思います。

○杉浦部長 今いただいたご指摘、しっかり持ち帰って、特に補償技術者のところについては、積極的に検討させていただきたいと思います。

○井熊主査 ほか、よろしいですか。事務局から何かございますか。

○事務局 ございません。

○井熊主査 それでは、本案件に関する議論はこれまでにさせていただきたいと思います。

実施要項につきまして、今の総合評価の部分と資格の求め方とかということについて少し検討いただきまして、それで事務局のほうにご報告をいただきまして、必要な場合は修正等を施しまして、各委員が確認した後に手続を進めたいと思います。よろしいでしょうか。

では、そういう形で進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。本日はどうもありがとうございました。

((独法) 水資源機構退室)

— 了 —